

遠賀川地域森林計画変更計画

(遠賀川森林計画区)

自 令和 4 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

福 岡 県

遠 賀 川 森 林 計 画 区

R 3 . 1 2 策 定

R 5 . 1 2 1 次 変 更

II	計画事項	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
	(1) 森林の整備及び保全の目標	1
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	1
第3	森林の整備に関する事項	2
2	造林に関する事項	2
	(1) 人工造林に関する指針	2
3	間伐及び保育に関する事項	2
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	4
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	5
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	5
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	6
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	6
第4	森林の保全に関する事項	7
1	森林の土地の保全に関する事項	7
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
第6	計画量等	8
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	8
2	間伐面積	8
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	8
4	林道の開設及び拡張に関する計画	9

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、豪雨の増加等の自然環境の変化等を総合的に勘案しつつ、森林の有する各機能を高度に発揮するための森林施業の実施、育成複層林への転換、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣の被害防止対策等の取組を推進することにより、多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標については、次のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とする。

また、花粉発生源対策を加速するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を推進する。

また、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網を計画的に整備することとする。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林GIS等の効果的な活用を図る。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

森林所有者等の行う人工造林に当たっては、第2-1-(1)森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2)森林の整備及び保全の基本方針により実施することとする。

造林樹種、造林の方法、人工造林をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

① 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種を定めるに当たっては、適地適木を旨として、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、以下の樹種を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意する。

苗木の選定については、成長に優れた特定苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

なお、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。また、そのような樹種を植栽すべき区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用することを明らかにした上で樹種を定めるものとする。

標準的な人工造林の対象樹種

樹 種 名
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ、その他広葉樹

② 人工造林の標準的な方法に関する指針

(イ) 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。具体的には、植栽時期は、苗木の成長開始の直前を目安として、2月～4月の間に行うこととするが、乾燥等気象条件を十分に考慮すること。また、苗木の根が充分入る程度の

大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するよう適度に踏み固めて、ていねいに植栽することとする。

なお、コンテナ苗については、上記の植栽時期以外でも高い活着率が見込め、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類を原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・回数															備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	1	1	1	1	1	1										1～6年生の各年に各1回 (スギ・ヒノキ林分)	
つる切り																2回	5～15年生の間に2回
除伐																1回	5～15年生の間に1回

① 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行うこととする。

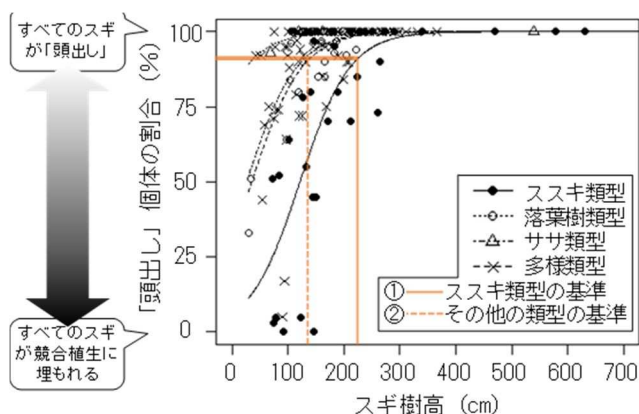
また、下刈りの終期は、植栽木が雑草木よりも高くなり被圧されなくなる時期を目安とし、目的樹種の成育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定めるものとする。

スギ及びヒノキ林分の下刈りについては、6月から8月の間に全刈りを標準として行うが、必要に応じて9月までの間に2回目を行う。

クスギ林分の下刈りについては、スギ及びヒノキ林分の下刈り時期より早めに行うのが望ましい。

なお、スギ林分の下刈りについて、多くの植栽木が下図のような「頭出し」状態であれば、当年の下刈りを省略できる。

毎年下刈り要否の判断基準（スギ）



4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

① 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林は、森林の有する水源の涵養機能、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる区域について設定するものとする。

また、公益的機能別施業森林の各区域の重複は認めるものとし、それぞれの森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとする。

なお、公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、下記により定める基準に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域の森林資源の現況、森林所有者の状況及び施業の実施状況を勘案して、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の経営の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るとともに、森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の共同化を促進するものとする。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用した面的な施業の集約化を推進するなど、森林管理の適正化を図るものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

③ 林業に従事する者の育成、確保

林業への新規就業希望者に対して林業事業体との面談機会の拡大を図るとともに、就業後の定着を図るため、チェンソーや刈払機等の基本研修並びにプロセッサ等の高性能林業機械による伐木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成を図るものとする。

あわせて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等に取り組む。

さらに、担い手を受け入れる森林組合等の林業事業体に対しては社会保険制度の充実、労働環境の改善を支援するものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

③ 合法性確認木材に係る取組の推進

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

その行為が開発許可を要するものについては、「福岡県林地開発許可申請の手引」により行うこととし、許可制度の適用を受けない地方公共団体及び1ha以下の開発行為にあっても同手引を準用し、防災及び環境の保全に努めるものとする。

土砂の採取・盛土その他の土地の形質の変更に当たっては、林地に支障を及ぼさないよう留意し、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等、必要に応じて法面保護のための施設及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。その他、土地の態様に応じて流出、崩壊等の防止に必要な施設を設けることなど適切な保全措置を講ずるものとする。

太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可を必要とする面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

なお、他の法令により、土地の形質の変更に係る規制を受ける場合には、当該法令に定めるところにより所要の手続きを行うこととする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m3

区分	農林	総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	計	2,247	2,195	52	1,068	1,016	52	1,178	1,178	—
	飯塚	1,327	1,299	28	765	737	28	562	562	—
	八幡	176	162	14	82	68	14	94	94	—
	行橋	744	734	10	222	212	10	522	522	—
前半5カ年の計画量	計	1,123	1,097	26	534	508	26	589	589	—
	飯塚	663	649	14	382	368	14	281	281	—
	八幡	88	81	7	41	34	7	47	47	—
	行橋	372	367	5	111	106	5	261	261	—

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	農林	間伐面積
総 数	計	13,866
	飯塚	6,070
	八幡	1,232
	行橋	6,564
前半5カ年の計画量	計	6,933
	飯塚	3,035
	八幡	616
	行橋	3,282

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	農林	人工造林	天然更新
総 数	計	3,466	600
	飯塚	2,429	328
	八幡	300	127
	行橋	737	145
前半5カ年の計画量	計	1,733	300
	飯塚	1,214	164
	八幡	150	63
	行橋	369	73

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設

(単位 延長：m 面積：ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
開設	林道開設総数			28路線	45,309	5,096			
開設	飯塚農林事務所			15路線	24,993	2,555			
開設	自動車道	森林管理道	田川市	猪国	1,000	54			
			小計	1路線	1,000	54			
開設	自動車道	森林管理道	嘉麻市	熊ヶ畑・安真木	1,516	398	○	○	起点 嘉麻市 終点 川崎町
				戸谷ヶ岳支線	1,000	80			
				平迫	1,500	105			
				大力西野	1,000	80			
				小計	4路線	5,016	584		
開設	自動車道	森林管理道	桂川町	谷	700	66			
			小計	1路線	700	66			
開設	自動車道	森林基幹道	添田町	豊前坊	2,227	902	○	○	
		森林管理道		小瀬子	500	58			
				木浦2号	500	91			
				中元寺西部	10,100	440	○		
		林業専用道		宝ヶ岳	500	30			
				神返2号	500	30			
		小計	6路線	14,327	1,551				
開設	自動車道	森林管理道	大任町	成光～岩石	1,000	142			
			小計	1路線	1,000	142			
開設	自動車道	森林管理道	赤村	大山	1,650	100			
				後山	1,300	58			
			小計	2路線	2,950	158			
開設	八幡農林事務所			5路線	8,086	403			
開設	自動車道	森林管理道	北九州市	合馬	303	176	○		
				辻三	2,446	108	○		
				白木谷	3,837	31	○		
			小計	3路線	6,586	315			
開設	自動車道	森林管理道	岡垣町	波津	500	33	○		
				手野	1,000	55	○		
			小計	2路線	1,500	88			
開設	行橋農林事務所			8路線	12,230	2,138			
開設	自動車道	森林管理道	豊前市	豊前耶馬溪	5,600	211	○	○	起点 大分県中津市 終点 豊前市
				小計	1路線	2,500	60		
開設	自動車道	森林基幹道	みやこ町	西犀川	400	1,827	○	○	起点 赤村 終点 みやこ町(有)
		森林管理道		蔵持・高座	1,430	90	○		
		小計		2路線	1,830	1,405			
開設	自動車道	林業専用道	上毛町	小川内	1,800	37			
				原井	1,600	25			
			小計	2路線	3,400	62			
開設	自動車道	森林管理道	築上町	岩丸林道～岩丸尾根	800	100			(有)
				水口～日出野	1,300	120			
				国見山	2,400	391	○	○	
			小計	3路線	4,500	611			

注1：備考欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

4 林道の開設及び拡張に関する計画
 (2) 拡張(改良)

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
拡張	林道拡張総数			132路線	110,673				
拡張	<改良>			99路線	78,707				
拡張	飯塚農林事務所			36路線	15,550				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	飯塚市	小切畑	600				
				小峠	600				
				吉原	300				
				平塚	500				
				発峠	500				
				谷川	200				
				龍王	100				
			小計	7路線	2,800				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	田川市	位登	200				
			小計	1路線	200				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	宮若市	八久保	200				
				草場	300				
			小計	2路線	500				
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	嘉麻市	戸谷ヶ岳	100				
		森林管理道		小野浦	600				
				瀬畑	600				
				砥石ヶ谷	200				
				田出原	800				
				普門寺	900				
				ウツギハラ	300				
				正手長野	100				
				熊ヶ畑・安真木	100		○		
					小計	9路線	3,700		
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	香春町	浦山	300				
			小計	1路線	300				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	添田町	大藪～西尾根	700				
				大藪～東尾根	800				
				大藪～中河内	800		○		
				岩石	100				
				新宮原	50				
				田代	100				
				一別	100				
				吉祥寺	2,200				
					小計	8路線	4,850		
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	赤村	西犀川	200				
				畑見野	200				
				岩石	1,900		○		
				梅ノ木	200				
			小計	4路線	2,500				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	福智町	岩屋	100				
				方城2号	300				
				方城	200				
				朝倉	100				
			小計	4路線	700				

4 林道の開設及び拡張に関する計画
 (2) 拡張(改良)

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考		
拡張	八幡農林事務所			32路線	25,090						
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	北九州市	貫山	1,300		○				
		畑(門司)		1,000		○					
		津之地		300							
		大原		1,000		○					
		畑(第2)		2,560		○					
		猿喰		700		○					
		長谷		50							
		上水上		1,800		○					
		小竹		300		○					
		沼		500							
		麻生		2,000		○					
		下貫		500							
		井手浦		1,000							
		長野		1,000							
		塔ヶ峰		3,000							
		立花		50							
		クブキ		300							
		宇土		700			○				
		中貫		700			○				
		平尾台		900			○				
		平尾台支線		2,250			○				
		貫		100							
		合馬		180			○				
		下田代		150			○				
		奥田		50							
		市ノ瀬奥田		500			○				
		田代		100							
		登尾		400							
		上々津役		300			○				
		畑(八幡西)		300							
						小計	30路線	23,990			
		拡張		自動車道(改良)	森林管理道	岡垣町	手野	600		○	
波津	500						○				
			小計	2路線	1,100						

4 林道の開設及び拡張に関する計画
 (2) 拡張(改良)

(単位 延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
拡張		行橋農林事務所		31路線	38,067				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	行橋市	入覚	591				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	行橋市	櫛	815				
			行橋市	御所ヶ谷	473				
			小計	3路線	1,879				
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	豊前市	豊築	1,000				
		森林管理道		第2豊築	1,000				
				豊築松尾	500				
				大河内	500				
			小計	4路線	3,000				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	苅田町	青竜	1,672				
				北谷	3,442				
				山入	500				
			小計	3路線	5,614				
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	みやこ町	西犀川	3,000				
		森林管理道		蔵持山	2,300				
				中川内	2,150				
				椎ノ木	180				
				岩屋河内	1,818				
				中屋敷	1,495				
				田原	2,543				
			小計	7路線	13,486				
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	上毛町	第2豊築	2,400				
		森林管理道		八辻	475				
				冷水	100				
				池田	500				
				第2東上	2,914				
				徳並	7				
				大迫	500				
			小計	7路線	6,896				
拡張	自動車道(改良)	森林基幹道	築上町	豊築	2橋及び 500				
		森林管理道		真如寺	2,346				
				小川	500				
				岩丸	500				
				岩丸尾根	2,346				
				上ノ河内峰	500				
				中川内	500				
			小計	7路線	7,192				

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(3) 拡張(舗装)

(単位 延長：m 面積：ha)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
拡張	〈舗装〉			33路線	31,966				
拡張	飯塚農林事務所			14路線	14,620				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	飯塚市	小切畑	2,000				
				内浦	500				
				発峠	500				
				谷川	800				
				小計	4路線	3,800			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	嘉麻市	普門寺	3,000				
				ウツギハラ	1,000				
				小野浦	1,500				
				小計	3路線	5,500			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	香春町	浦山	2,500				
			小計	1路線	2,500				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	添田町	小瀬子	500				
				大谷	500				
				大敷~中河内支線	500				
				吉祥寺	220		○		
				小計	4路線	1,720			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	赤村	大山	600				
				梅ノ木	500				
				小計	2路線	1,100			
拡張	八幡農林事務所			13路線	8,850				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	北九州市	畑(門司)	1,000		○		
				大原	1,000		○		
				畑(第2)	2,000		○		
				猿喰	700		○		
				小竹	300		○		
				井手浦	1,000				
				長野	1,000				
				立花	50				
				平尾台	900		○		
				貫	100				
				登尾	400				
				荒谷	300				
				辻三	100				
				小計	13路線	8,850			
拡張	行橋農林事務所			6路線	8,496				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	豊前市	多々良	1,260				
				佐瀬風	2,036				
				岩屋	2,000				
			小計	3路線	5,296				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	苅田町	山入	1,000				
			小計	1路線	1,000				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	上毛町	八辻	800				
				池田	1,400				
				小計	2路線	2,200			

(4) 林道計画総括表

(単位 延長：m)

区分	農林事務所	開設	拡張			備考
			計	改良	舗装	
計 前期 (令和4年～8年度)	飯塚	10,203	3,020	2,800	220	
	八幡	4,917	13,110	10,210	2,900	
	行橋	6,115	0	0	0	
	計	21,235	16,130	13,010	3,120	
計 後期 (令和9年～13年度)	飯塚	14,790	27,150	12,750	14,400	
	八幡	3,169	20,830	14,880	5,950	
	行橋	6,115	46,563	38,067	8,496	
	計	24,074	94,543	65,697	28,846	
計	飯塚	24,993	30,170	15,550	14,620	
	八幡	8,086	33,940	25,090	8,850	
	行橋	12,230	46,563	38,067	8,496	
	計	45,309	110,673	78,707	31,966	

編集・発行
福岡県農林水産部農山漁村振興課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
ダイヤル 092-643-3505

福岡県行政資料	
分類記号 PF	所属コード 4700200
登録年度 05	登録番号 0006